

小郡市三井郡学校保健会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、小郡市三井郡学校保健会と称する。

(事務局)

第2条 この会は、事務局を副会長所属校におく。

(目 的)

第3条 この会は、小郡市三井郡及び久留米市北野地域の小中学校教職員及び児童生徒の健康増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校保健に関する研究講習会の開催
- (2) 学校保健、安全、給食に関する調査研究
- (3) 学校環境衛生に関する調査
- (4) 学校保健優良校の研究視察
- (5) 会員間の連絡及び情報の交換
- (6) その他この会の目的達成に必要な事項

第2章 組 織

(組 織)

第5条 この会は、次のものをもって組織する。

- (1) 小郡市三井郡及び久留米市北野地域の小中学校校医
- (2) 小郡市三井郡及び久留米市北野地域の小中学校歯科医
- (3) 小郡市三井郡及び久留米市北野地域の小中学校薬剤師
- (4) 小郡市三井郡及び久留米市北野地域の小中学校教育委員会の委員長及び教育長
- (5) 小郡市三井郡及び久留米市北野地域の小中学校校長
- (6) 小郡市三井郡及び久留米市北野地域の小中学校保健主事
- (7) 小郡市三井郡及び久留米市北野地域の小中学校養護教諭
- (8) 小郡市三井郡及び久留米市北野地域の小中学校PTA代表
- (9) 北筑後保健福祉環境事務所の関係職員
- (10) 北筑後教育事務所及び教育委員会の関係職員
- (11) その他教育関係者にして、理事会の承認を得たもの

第3章 役員、評議員、職員及び顧問

(役員の種別)

第6条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員の選任)

第7条 役員は、総会において、別に定める基準により、評議員のうちから選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
4. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(評議員)

第9条 この会に、評議員をおく。

2. 評議員は、総会において、別に定める基準により、若干名を選任する。
3. 評議員は、評議員会を構成し、重要事項を審議する。

(職員)

第10条 この会に職員をおく。

2. 職員は2名とし、会長が委嘱する。
3. 職員は庶務会計を掌る。

(顧問)

第11条 この会に、顧問をおくことができる。

2. 顧問は、会長が委嘱する。
3. 顧問は、会長の諮問に応じて意見をのべることができる。

(任期)

第12条 役員、評議員及び職員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 官公職にあって委嘱されたものの任期は、その在任期間とする。但し、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

第4章 会 議

(種別及び開催)

第13条 この会の会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

2. 定期総会は毎年6月までに開催する。
3. 理事会及び評議員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(構成)

第14条 総会は、第5条の組織構成員をもって構成する。

2. 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。
3. 評議員会は、評議員をもって構成する。

(機能)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1)事業報告及び決算の承認
 - (2)事業計画及び予算の決定
 - (3)その他、この会の運営に関する重要事項
2. 理事会は、次の事項を執行する。
- (1)総会で議決された事項
 - (2)総会に付議すべき事項の立案
 - (3)その他、会務に関する事項
3. 評議員会は次の事項を審議する。
- (1)総会の委任事項
 - (2)緊急な重要事項

(議長及び議決)

第16条 会議の議長は、構成員のなかから選出する。

2. 会議は各構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

但し、委任状により代理者を定めたとき、または書面で意志を表示したものは出席者とみなす。

3. 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決することによる。

第5章 部 会

(部 会)

第17条 この会に、次の部会をおく。

(1)保健主事部会

(2)養護教諭部会

2. 部会員は、第4条に定める事業に参加する。

第6章 資産及び会計

(資産及び会計)

第14条 この会の資産は、市町負担金及びその他の収入をもって当てる。

2. この会の収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

付 則

(1)この会則は、昭和34年7月31日より施行する。

(2)この会則は、昭和49年6月12日一部改正する。

(3)この会則は、昭和50年6月25日一部改正する。

(4)この会則は、昭和55年5月20日一部改正する。

(5)この会則は、昭和58年5月25日一部改正する。

(6)この会則は、平成 3年5月28日一部改正する。

(7)この会則は、平成 9年5月23日一部改正する。

(8)この会則は、平成11年5月17日一部改正する。

(9)この会則は、平成17年5月16日一部改正する。

(10)この会則は、平成22年5月13日一部改正する。